

科学技術政策における今後の知的財産戦略のあり方について (中長期的課題に関する意見整理)

1. 大学における知的財産創造基盤の整備

大学は学術研究の推進及び優れた人材の育成を通じて社会に対して責任を負う存在であり、技術開発によって利潤を追求する企業とはそのミッション、パラダイム等を異にする。大学に求められる研究成果としての知的財産は、独創的かつ革新的なものでなければならないのではないかと。

そのためには、

- (1) 大学を活性化させ国際競争力を高め、また研究者の流動性・多様性を向上させるため、これを阻害しないような知的財産ルールなどグローバルな環境を整備する必要があるのではないかと。
- (2) 創造性を育む教育と科学技術に重点を置いた教育を推進し、世界に通用する優れた人材を育成すべきであり、また研究者を教育・研究に専念させることを通じ、魅力ある大学を作り研究人材を充実させる必要があるのではないかと。
- (3) 科学技術の発展に寄与するため、特許情報や論文情報を効率的かつ安価に活用可能とするための情報環境を整備すべきではないかと。
- (4) 大学研究室における特許情報へのアクセス環境を高度化するため、スーパーサイネット(学術情報ネットワーク)を通じて特許情報が高速かつ高機能で検索できるようにする必要があるのではないかと。

2. 大学等の属性に配慮した知的財産管理活用体制の整備

大学・公的研究機関等(以下、「大学等」という。)で生じた発明等の知的財産は、産業化されて初めて社会還元が果たされるのであるから、従来の「科学技術の振興」から「イノベーションの創出」へと一歩踏み出し、効率的な産学官連携を図っていくことが必要ではないかと。

そのような大学等は、今後「知的財産立国」を目指すために、優れた知的財産の創造及び活用(技術移転)にも積極的に取り組むことが求められているのではないかと。そのためには、

- (1) 大学等に求められる重要な使命の一つとして研究成果の社会還元があることを自覚し、産学官連携・技術移転体制を整備する際には、その研究成果が社会全体において最大限に活用されるような仕組みとすべきではないかと。

- (2) 産学官連携の強化のための体制の整備は進んだが、共同研究契約やライセンス契約が柔軟性を欠きスムーズにいかない、大学知的財産本部やTLOの運用が硬直的であるため、かえって民間との交流の妨げになっているケースもあるなど、現実運用の面での利用に関する問題が顕在化している。大学知的財産本部、TLO、産業界等、産学官連携に関わる各機関の問題点を洗い出し、産学連携が円滑に進むよう、方策を検討すべきではないか。
- (3) 大学等は、研究初期の段階から、共同研究や技術移転等の段階までの一連の業務を効率的に推進するためのトータルな知的財産システムを整備する必要があるのではないか。そのためには、社会ニーズを踏まえた戦略的・組織的な共同研究への取組を支援するとともに、大学知的財産本部やTLO、他の産学官連携組織の役割を明確化し、あるいは必要に応じて見直しをして行くべきではないか。
- (4) 全体として知的財産取得管理体制の整備は進んだが、大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。この問題についても適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないか。
- (5) 知的財産権の原則機関帰属化ルールの下で、大学等が研究者の流動性の高い組織であることを十分考慮した適切な技術情報管理、知的財産管理を行うべきではないか。
- (6) 産学官連携・技術移転に積極的に取り組む研究者・大学を適切に評価するシステムを確立すべきではないか。その評価は、単にロイヤリティ収入の額が多いといった一方的な評価とならないよう留意すべきではないか。

産業界は、産学官連携・技術移転に積極的に取り組む大学等を適切に評価するとともに、大学等の属性、即ち企業とは異なる目的を有していることを尊重して、企業間の関係とは異なる新たな関係構築について理解、協力をすべきではないか。

3. 知的財産関連人材の育成

特に近年の知的財産の重要性の高まり、知的財産に関する業務の拡大を踏まえると、知的財産に関する多種多様な人材の充実確保を図る必要があるのではないかと。その中で、大学は、研究機関であると同時に、高度な教育機関としての役割が求められているのではないかと。

そのためには、

- (1) 科学技術の振興を担う者として、理系文系問わず知的財産人材の育成を行うべきではないかと。(現在は、科学技術の振興につながる働きをしている知的財産人材であっても、技術系でなければ科学技術関係予算を措置することが難しい。)
- (2) 優れた研究成果を優れた知的財産としていくため、その広く強い権利化を目指し、そのための国際的視野を持った知的財産専門人材を、質量共に十分確保育成すべきではないかと。

4. ライフサイエンス分野特有の知的財産戦略の構築

ライフサイエンス分野(バイオテクノロジーや医薬等)については、他の技術分野に比して、以下のような特徴を有する。

- ・研究に要する費用が大きい。
- ・基礎研究と応用研究、製品開発の差が小さい。
- ・遺伝子やリサーチツール等研究の上流に位置するものが多い。
- ・1件の特許が商品に与える影響が大きい。(1商品1特許)
- ・研究成果が商品(医薬等)として利益を生み出す確率が低い。
- ・ヒット商品による利益は莫大である。

このような技術分野は、ハイリスク・ハイリターンであるため、大学等の研究に対する依存性が高く、また、知的財産の活用戦略も他の分野と大きく異なる。

このような技術分野については、我が国も米国と同じように、その特徴を踏まえた産業分野別の国家知財戦略をとって行くべきではないかと。

5. 海外との連携強化

経済のグローバル化、世界的な競争の激化・加速化といった環境の変化、及び研究者の流動化もボーダーレスとなりつつあること等を踏まえ、真の国際競争力強化を目指すためには、我が国の大学等が海外の大学等や企業とも連携を強化し、新たな産学官連携を推進していく必要があるのではないかと。

6. 知的財産の保護強化

世界最高水準の迅速的確な特許審査を実現するため、出願・審査請求構造改革を推進すべきではないかと。また、各産業財産権保護制度を強化し、データベースの保護強化などを検討すべきではないかと。

大学等の研究が円滑に進むよう、大学等の試験研究やリサーチツールの特許法上の取扱いを見直すべきではないかと。

また、特にバイオテクノロジーなどの先端技術分野については、追加実験データの拡充等が必要なことが多いので、これを可能にすべく、米国と同様に一部継続出願制度の導入や拒絶理由通知の応答期間の延長、外国語出願の翻訳期間の延長など、制度を改善すべきではないかと。

7. 国際標準化活動の支援

国の研究開発プロジェクト等における研究開発、知的財産権取得、標準化を一体的に推進すべきではないかと。

8. 知的財産の戦略的活用の支援

産業界に対し、知的財産重視の経営戦略を推進すべく、知的財産の情報開示を推進し、また知的財産による資金調達の多様化を図るよう促すべきではないかと。

さらに、技術を実用化して流通させ、事業化させるための媒体機能の強化を図る等、知的財産活用のための環境を整備する必要があるのではないかと。

9. 知的財産の戦略的活用の支援

中小企業における知的財産を活用した研究開発や事業化を積極的に支援すべきではないか。

また、地域における知的財産を活用した活動を振興すべきではないか。そのため、地域企業や地場産業と地方の公設試や大学との間の連携強化を図るとともに、具体的な技術課題の解決や商品化のための応用研究などの地域貢献型共同研究への取組を支援するとともに、地域における技術、産学連携、知的財産に関するアドバイザーやコーディネータの連携を図るべきではないか。

10. 知的財産学の確立

情報学や環境学の発達によって、情報(IT)産業や環境関連産業が発達したことに鑑み、科学技術、法学、経営学等の多様なアプローチに基づき、知的財産に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進すべきではないか。

(参考)

科学技術基本計画(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定) 関係部分抄

第 1 章 基本理念

2. 我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念

(2) 国際競争力があり持続的発展ができる国の実現に向けて

- 知による活力の創出 -

「国際競争力があり持続的発展ができる国」とは、現下の経済社会が有する諸課題を克服し、付加価値の高い財・サービスを創出し、雇用機会を十分に確保することで、国際的な競争環境の中で我が国の経済が活力を維持し、持続的に発展を遂げ、国民の生活水準を向上させられる国である。

産業技術力は、我が国産業の国際競争力の源泉であり、国民生活を支えるあらゆる産業活動を活性化していく原動力でもある。また、産業技術は科学技術の成果を社会において活用する観点からも重要である。我が国経済の活力を維持し持続的な発展を可能とするため、技術の創造から市場展開までの各プロセスで絶え間なく技術革新が起きる環境を創成し、産業技術力の強化を図ることで、国際的な競争優位性を有する産業が育成されることが必要である。特に、研究開発に基盤を置いた新産業の創出が必要であり、このため、科学技術と産業とのインターフェースの改革が急務である。

具体的には、例えば、T L O 等の技術移転機関が質的量的に充実し、公的研究機関からの特許の移転が進み、公的研究機関発の数多くのベンチャー企業が起こるなど、公的研究機関の研究成果が数多く産業へ移転される、国際標準が数多く提案される、国際的な特許の登録件数が増加する、産業の生産性が向上するなど強い国際競争力を持つことを目指す。

第 2 章 重要政策

11. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

2. 産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革

(2) 公的研究機関から産業への技術移転の環境整備

(b) 公的研究機関が保有する特許等の機関管理の促進

公的研究機関において、有用な研究成果を実用化に結びつける仕組みを整備する。このため、以下のような施策を推進する。

第 1 期基本計画においては、自らの研究成果を伴って研究者が流動できるとの観点、及び研究者個人へのインセンティブを向上させる観点から、職

務上得られる特許等について個人への帰属を導入し、活用促進を図ってきた。しかし、当該特許等の個人帰属は増加したものの、その実施という観点では必ずしも増加に結びついていない。研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める。

研究機関は、研究機関管理に必要な特許等の取得、管理、展開の機能を整備する。技術移転機関は、研究機関のこれらの機能を支援する活動を促進する。

研究機関管理への転換に当たって、発明者である研究者に対するインセンティブの一層の向上を図る観点から、実施料収入からの個人への十分な還元が行えるよう制度を整備する。なお、研究者が異動する場合における発明者インセンティブの継続についても十分に留意することが必要である。

これらの改革は、まず、自主的な運営の中で特許等の活用が可能となる独立行政法人研究機関等において取り組み、大学等、他の研究機関については、今後検討する。なお、研究成果の特許化を進めるに当たっては、特許を取り巻く環境がグローバル化しつつある状況にかんがみ、公的研究機関においても、国内での取得のみならず海外における特許化を促進する。

7．科学技術振興のための基盤の整備

(4) 知的財産権制度の充実と標準化への積極的対応

…（略）…

また、研究開発成果の普及等には、新たに開発された技術の市場化のための手段としての標準化への積極的な対応が必要となる。特に、ネットワーク社会の進展、異業種融合分野の拡大等から、国際標準を制するものが市場を制する時代ともなっており、また研究開発の成果を具体化した製品等に係る基準認証制度が国際的に同等なものであることが国際競争の中で極めて重要な要素となっている。このような状況にかんがみ、I S O（国際標準化機構）、I E C（国際電気標準会議）、I T U（国際電気通信連合）等における国際標準化活動に積極的に寄与するとともに、経済活動のグローバル化に対応した国際ルールの整備への積極的貢献を図る。さらに、アジア・太平洋諸国との戦略的な標準化協力関係を構築する。これらと併せて、標準化を意識した研究開発を実施するとともに、公的研究機関の標準化活動への参画を促進する。